

■ 主催者の方へ ■

～パソコン要約筆記のために（プロジェクター編）～

1 要約筆記とは

- (1) 音声を文字にして伝える聴覚障害者の情報保障の一つです。
- (2) 聴覚障害者が多数の場合はプロジェクターを使って投影します。聴覚障害者が1～2人の場合はノートテイクで対応することもあります。
- (3) プロジェクターを使用する場合は、会場の前方にスクリーンなどを設置します。
- (4) ノートテイクの場合は聴覚障害者の隣に座って入力します。

2 音声が聞こえないと書けません

講師、司会者など話し手の音声が聞こえないと入力できません。マイクなど音声が聞きやすいよう配慮をお願いします。場合によっては、通訳の方をお願いします。また、講師など話し手の方にできるだけゆっくりお話しただけのように、ご理解とご協力をお願いいたします。

3 事前に資料をお願いします

正確に入力するために、事前に資料をお送りください。要約筆記者は、資料を基に事前学習や準備をします。

講師や司会者、パネラーの原稿などがあると一番ありがたいです。

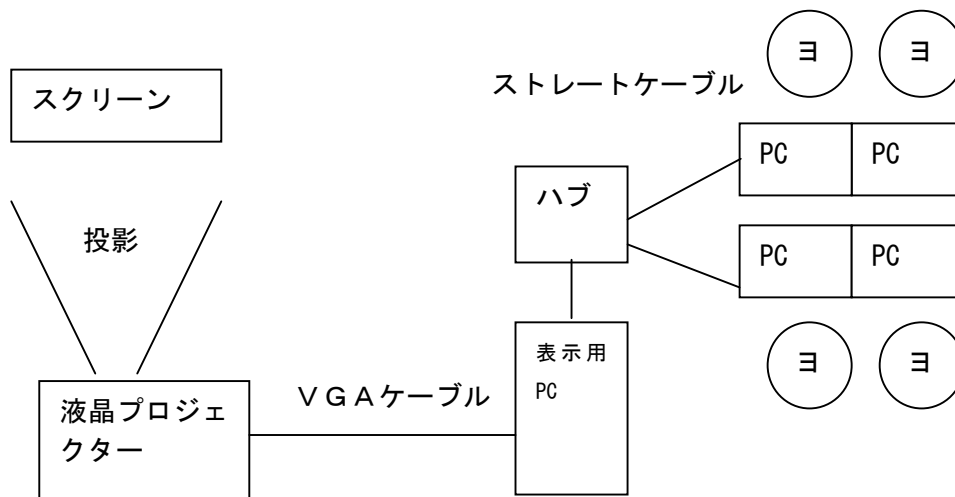
4 必ず、打ち合わせをしてください

正確に入力するためには、お話の内容や講演等の流れ、話し手のお名前など打ち合わせをしていただくと大変参考になります。当日必ず講師や主催者の方との打ち合わせをお願いします。

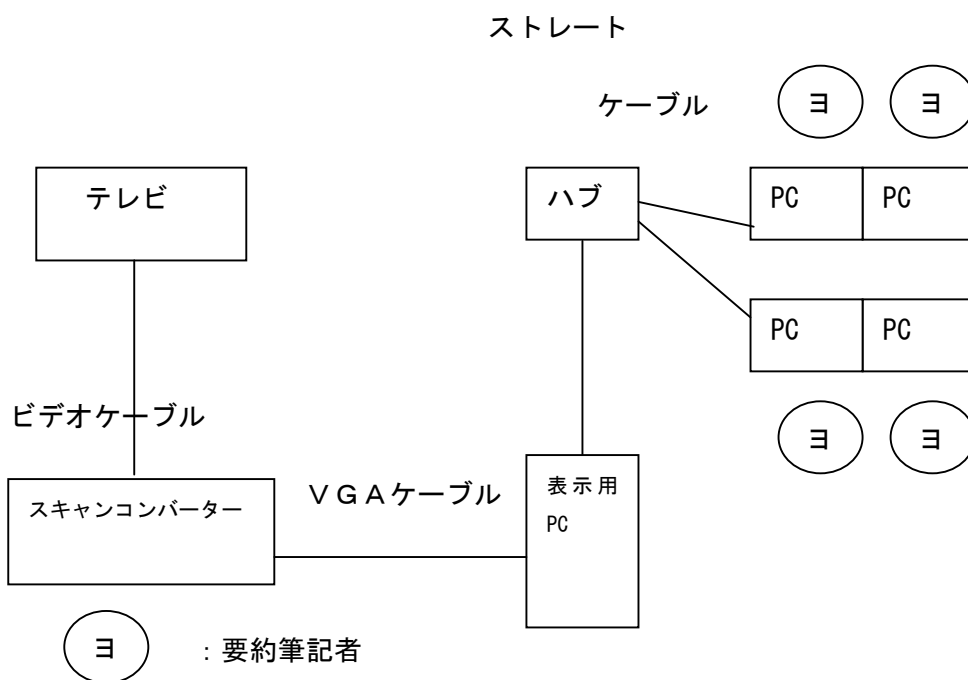
また、終了後に注意すべき点など今後の参考のためにお話の場を設けていただくと助かります。

5 パソコン要約筆記の形態と設置位置など

(1) 液晶プロジェクターを使用した場合 関係入力



(2) テレビを使用した場合 関係入力



※ スクリーンは会場の前方に設置してください。

※ 会場全体から見られる位置に設置してください。

6 準備するものは（パソコン機材・用具）

（１）主催者が用意するもの（当日、集合時間までに会場にご用意ください）

- ア 液晶プロジェクター（2000ANSI ルーメン以上のもの）
- イ スクリーン（60インチ以上のもの）
- ウ 派遣用機材 く（２）を参照してください）
- エ 机（要約筆記者用２脚・液晶プロジェクター設置用１脚）
- オ パイプイス（要約筆記者人数分）
- カ 当日資料（要約筆記者の人数分）
- キ 電源ケーブル（要約筆記者用１本、液晶プロジェクター用１本）
- ク ガムテープ
- ケ スピーカー

（２）派遣用機材

「派遣用機材」は神奈川県聴覚障害者福祉センター（以下「センター」という）から着払いで主催者に送付します。当日、そのまま会場にご持参ください。要約筆記者が開封、梱包します。使用後は送料主催者負担で、速やかに当センターへ返送してください。主催者の方が、当センターで直接受け取り、返却していただいても構いません。

パソコン要約筆記派遣申請後、センターより「パソコン要約筆記派遣用機材使用申請書」をファクスなどでお渡ししますので、必要事項を記入し、センターに提出してください。

派遣用機材には次のものが含まれています。取扱いには注意をお願いします。破損、紛失の場合は、修理費等を負担いただくことがあります。

表示用パソコン、スキャンコンバーター、LANカード、LANケーブル、LANハブ、VGAケーブル、電源ケーブル、ビデオコードなど

7 当日主催者が行うこと

- (1) 液晶プロジェクター、スクリーンの設置位置を決める
- (2) 派遣用機材等を会場に用意する
- (3) 集合時間に、集合場所に責任者がいる
- (4) 当日の打合せ（講師・主催者・要約筆記・手話通訳者）
 - ア 流れの確認、時間配分など
 - イ 内容の説明、確認
 - ウ 氏名、順番の確認
 - エ 注意すること
 - オ 手話通訳者との連携
 - カ 資料の確認
 - キ その他

8 注意事項

- (1) 要約筆記は、聴覚障害者への現場における情報保障です。
- (2) 主催者からの申し出により、入力した内容を当日のみ、USB メモリーに入れることはできますが、これは記録ではありません。取り扱いについては、主催者の責任で行ってください。

なお、USB メモリーは主催者が用意し、当日開始前の打ち合せ時に、要約筆記者にお渡しください。開始前に申し出があった場合のみ、ログを保存するように設定します。それ以外の場合はログは残りませんので、ご了解ください。

また、開始前にお申し出をいただいても、何らかの不具合によりログが保存できない場合もあることを、ご了解ください。

※ご不明な点などありましたら、必ず事前にお問い合わせください。

社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会

神奈川県聴覚障害者福祉センター（〒251 - 8533 藤沢市藤沢 9 3 3 - 2）

電 話 0466-27-1911 ・ファクス 0466-27-1225

メールアドレス office@kanagawa-wad.jp